

# 学校法人九州国際大学 個人情報の保護に関する指針

平成17年4月1日制定・施行

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この指針は、学校法人九州国際大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する各学校（以下「各学校」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、法人及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において「個人情報」とは、各学校の学生並びに生徒（以下あわせて「在学生」という。）、在学生の保護者及び保証人、法人の役員及び職員（学園と雇用関係にあるすべてのものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ。）、並びにこれらに準ずる者（入学志願者等を含む。）に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この指針において「保有個人データ」とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、法人及び各学校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

3 この指針において「個人情報データベース等」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報でコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

4 この指針において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の法定代理人を含む。）をいう。

(所属長等の責務)

第3条 理事長は、この指針及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、役員及び職員が個人情報を適正に取扱うように指導し、保有個人情報の管理についてこれを統括する。

2 法人事務局長は、理事長の前項の業務を補佐し個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、所属する職員が個人情報を適正に取扱うように指導し、それに関連する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

3 大学長及び各学校の校長は、当該学校が保有する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、所属する職員が個人情報を適正に取扱うように指導し、それに関連する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

#### 4 削除

(職員の責務)

第4条 個人情報を取扱う職員は、法令及びこの指針を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

2 個人情報を取扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、職員がその職を退いた場合にあっても、同様とする。

(個人情報保護管理者)

第5条 この指針の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 法人総務室長は、法人事務局における管理者とする。大学総務室長は、大学における管理者とする。附属学校事務部長は、附属高等学校並びに附属中学校における管理者とする。

3 前項の規定にかかわらず、法人事務局長は、前項に定める者以外の者を、管理者に指名することができる。

4 管理者はこの指針の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取扱うよう指導し、監督する責任を負う。

5 管理者が取扱う個人情報及び所管する保有個人情報の範囲は、業務分掌規程に定める業務分掌による。

6 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

## 第2章 個人情報保護委員会

(委員会)

第6条 法人及び各学校の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
- (2) 保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等に関する事項
- (3) 第5条第6項による管理者間の協議が調わなかった場合の取扱いに関する事項
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんその他の事故が発生した場合の原因の究明及び再発防止に関する事項
- (5) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(関係機関の意見聴取)

第8条 委員会は、コンピュータを用いて管理する個人情報の取扱いについて審議するときは、必要に応じて、九州国際大学教育情報ネットワークセンター運営委員会の意見を聴くことができる。

2 前項のほか、委員会は前条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、理事長の委嘱する次の委員により構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 法学部長、経済学部長及び国際関係学部長
- (5) 附属高等学校長
- (6) 中学校長
- (7) 法人事務局長
- (8) 専門委員

2 理事長は、顧問を置くことができる。顧問は、個人情報保護に関する重要な業務について、諮問に答え、意見を述べる。又、いつでも委員会に出席し、発言することができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に、委員長1名及び副委員長3名を置く。

2 委員長は副理事長をもって充て、副委員長は法人事務局長、学長及び附属高等学校長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行し又は委員長の職務を行う。

(専門委員)

第11条 専門委員は3名以内とし、個人情報保護に関し識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第12条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。

(運営)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、審議を行うために必要があると認めるときは、審議事項について専門的な知識を有する者、その他関係人の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

5 管理者、各部署における個人情報の取扱い責任者および個人情報を取り扱う職員は、業務分掌規程の規定にかかわらず、所管する個人情報保護に関する業務について、この指針又は委員会の議決に従うものとする。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員会は、緊急の場合には、委員長、副委員長及び専門委員をもって会議を開き、議決することができる。ただし、この議決はすみやかに委員会で承認を得なければならない。

(小委員会の設置)

第14条 個人情報保護委員会に、大学小委員会及び中・高等学校小委員会を置く。

2 各小委員会に小委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

3 小委員長は、当該小委員会の事務を掌理する。

4 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員会は、その定めるところにより、委員会の権限に属する事項を小委員会に処理させることができる。

6 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(大学小委員会の構成)

第15条 大学小委員会は、理事長が委嘱する次の委員により構成する。

(1) 教育情報ネットワークセンター長

(2) 教育情報ネットワークセンター副センター長

(3) 大学総務室長

(4) 大学総務室職員 1名

(5) 委員会の専門委員 1名

(中・高等学校小委員会の構成)

第16条 中・高等学校小委員会は、理事長が委嘱する次の委員により構成する。

- (1) 高等学校又は中学校の教諭 3名
  - (2) 高等学校又は中学校の事務職員 2名
  - (3) 委員会の専門委員 1名
- (参考人の出席等)

第17条 大学小委員会及び中・高等学校小委員会は、審議を行うために必要があると認めるときは、審議事項について専門的な知識を有する者、その他関係人の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(事務の所掌)

第18条 法人及び各学校の個人情報の保護に関する主管事務部署は、法人は法人事務局法人総務室、大学は大学総務室、高等学校並びに中学校は附属高等学校事務室とする。委員会の事務は委員会事務局が取扱うものとする。

- 2 委員会事務局は、法人総務室に置くものとする。
- 3 大学小委員会事務局は、大学総務室に置くものとする。
- 4 中・高等学校小委員会事務局は、附属高等学校事務室に置くものとする。

### 第3章 個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第19条 個人情報の保有は、法人又は各学校の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、保有にあたってはその利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを保有してはならない。

3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第20条 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき、及び情報主体から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該情報主体の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき

- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき
- (5) 委員会が、利用目的を明示することにより、法人又は各学校の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めたとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めたとき  
(利用及び提供の制限)

第21条 保有個人情報、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 法人又は各学校の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (6) 委員会が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認めるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認めたとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合にあっても、管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 事務室長は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録し、委員会に届け出なければならない。

(第三者提供に関する措置)

第22条 個人情報を取り扱う職員は、所管する保有個人情報を提供する場合は、当該部署の個人情報の取扱い責任者を通じて委員会に届け出なければならない。

2 個人情報を取り扱う職員は、保有個人情報の全部又は一部を第三者に提供しようとする

るときは、提供を受ける者に対して、以下の提供に係る個人情報の保護のために講ずべき措置を実施するよう明確に求めなければならない。

(1) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること

(2) 当該個人データの取扱いの再提供を行うに当たっては、その旨文書をもって報告すること

(3) 提供先における当該個人データ保管期間等を明記すること

(4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること

(5) 提供先における個人データの加工、改ざん等を禁止し、又は制限すること

(6) 提供先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等を除く。）を禁止すること

(7) 提供先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における報告義務を課すこと

(正確性の確保)

第23条 個人情報を取り扱う職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第24条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、学園から個人情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合について準用する。

3 個人情報を取り扱う職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんその他の事故が発生した場合又は発生が疑われる場合は、遅滞なく事務室長に届け出なければならない。

4 事務室長は、前項の届け出があった場合には、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

5 委員会は、前項の届け出があった場合には、遅滞なく原因を究明し、再発防止のための措置を講じると共に、原因及び再発防止の措置を公表して信頼の回復に努めるようにしなければならない。

(情報システムにおける管理)

第25条 ネットワーク管理者は、コンピュータを用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の取扱い責任者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者、及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

2 ネットワーク管理者は、コンピュータを用いて管理する保有個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(外部委託に伴う取扱い)

第26条 個人情報を取り扱う職員は、個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託する場合は、当該部署の個人情報の取扱い責任者を通じて、委員会に届け出なければならない。

2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託しようとするときは、委託を受ける者に対して、以下の個人データの保護のために講ずべき措置の内容を委託契約において明確に定めなければならない。

(1) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること

(2) 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること

(3) 委託契約期間等を明記すること

(4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること

(5) 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)、改ざん等を禁止し、又は制限すること

(6) 委託先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)を禁止すること

(7) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと

(8) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること

3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第27条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受入れる場合について準用する。

#### 第4章 個人情報データベース等

(保有等に関する事前通知)

第28条 学園の組織単位において個人情報データベース等を保有しようとするときは、事務室長は、あらかじめ委員会に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報データベース等の名称

(2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名

(3) 個人情報データベース等の利用目的

(4) 個人情報データベース等に記録される項目及び個人情報データベース等に記録される情報主体の範囲

(5) 個人情報データベース等に記録される個人情報の収集方法

(6) 個人情報データベース等に記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合には、その提出先

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報データベース等については、これを適用しない。

(1) 法人又は各学校の機密その他学園の重大な利益に関する事項を記録する個人情報データベース等

(2) 専ら試験的なコンピュータ処理の用に供するための個人情報データベース等

(3) 前項の規定による届け出に係る個人情報データベース等に記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報データベース等であって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届け出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(4) 六ヶ月以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報データベース等

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報データベース等であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報データベース等に準ずるものと認めたもの

3 事務室長は、第1項に規定する事項を届け出た個人情報データベース等の保有を中止したときは、遅滞なく、委員会にその旨を届け出なければならない。

(個人情報データベース等簿)

第29条 法人事務局長は、法人及び各学校が保有している個人情報データベース等について、それぞれ前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報データベース等簿」を作成し、当該個人情報の情報主体が容易に知り得る状態に置くものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報データベース等については、これを適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第6号までに掲げる個人情報データベース等

(2) 前項の規定により備え置かれた「個人情報データベース等簿」掲載の個人情報データベース等に記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報データベース等であって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該「個人情報データベース等簿」に記載された事項の範囲内のもの

3 第1項の規定にかかわらず、法人事務局長は、個人情報データベース等を個人情報データベース等簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報データベース等に記録された項目の一部若しくは事項を個人情報データベース等簿に記載せず、又はその個人情報データベース等を個人情報データベース等簿に掲載しないことがで

きる。

## 第5章 個人情報の開示、訂正等

### (開示請求)

第30条 個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）は、この指針の定めるところにより、法人又は各学校が保有する自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該本人の法定代理人による開示の請求を妨げない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む。）を、委員会あてに提出しなければならない。

3 委員会は、開示請求を受けたときは、遅滞なく当該保有個人情報を開示（当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 法令に違反することとなるとき

(2) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(3) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(4) 契約、交渉又は訴訟に関する個人情報であつて、開示することにより、法人又は各学校の財産上の利益又は当事者としての地位を正当に害するおそれがあるとき

(5) 人事管理に関する個人情報であつて、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとき

(6) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき

(7) 委員会が、開示をすることにより法人又は各学校の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき

(8) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めるとき

### (開示の決定)

第31条 委員会は、保有個人データの開示請求を受けたときは、遅滞なく当該開示請求に係る保有個人データの開示について決定しなければならない。

2 委員会は、前項の決定を行うときは、当該保有個人データを保有及び管理する部署又は学校の管理者の意見を聴くものとする。

3 委員会は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

4 委員会は、委員会の定めるところにより、業務分掌規程に定める業務分掌に基づき大学が保有及び管理する保有個人情報の開示に関する決定を大学小委員会に行わせ、高等学校及び中学校が保有及び管理する保有個人情報の開示に関する決定を中・高等学校小委員会に行わせることができる。

(開示の方法)

第32条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報の写しを文書の交付により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第33条 情報主体は、法人又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に事実の誤りがあると認められる場合は、委員会に対し、訂正又は追加（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 第30条の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。

3 委員会は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し法人及び各学校の諸規則、並びに法令の規定において特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第34条 情報主体は、法人又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合は、委員会に対し、その取扱いの停止を請求することができる。

2 第30条の規定は、保有個人情報の取扱い停止の請求をする場合について準用する。

3 委員会は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合その他取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 委員会は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 委員会は、委員会の定めるところにより、業務分掌規程に定める業務分掌に基づき大

学が保有及び管理する保有個人情報の取扱いの停止に関する決定を大学小委員会に行わせ、高等学校及び中学校が保有及び管理する保有個人データの取扱いの停止に関する決定を中・高等学校小委員会に行わせることができる。

(第三者提供停止の請求)

第35条 情報主体は、委員会に対し、法人又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。

2 第30条の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。

3 委員会は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 委員会は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服申立て・苦情処理)

第36条 情報主体は、法人又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報又は保有個人データの取扱いについて不服又は苦情がある場合は、委員会に対し、不服又は苦情の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときには、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、委員会あてに提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の申立てがあつたときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理者又は当該保有個人情報を所管する部署の職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

5 委員会は、本人から当該本人の識別される個人データの取扱いについての苦情を受けたときは、適切かつ迅速に処理する。

(手数料)

第37条 保有個人データの開示請求、訂正等の請求、第三者提供の停止請求等に係る手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲で別に定める。

## 第6章 雑則

(適用除外)

第38条 委員会は、法人又は各学校が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが困難であるものは、前章の規定を適用しないように定めることができる。

2 委員会は、法人又は各学校が保有する個人情報であって、個人情報データベース化されない文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、前章の規定を適用しないように定めることができる。

(教育・研修)

第39条 理事長は、この指針及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、役員及び職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第40条 理事長は、法人及び各学校における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行うものとする。

2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。

3 委員会の委員又は管理者は、監査担当者を兼ねることはできない。

4 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

5 理事長は、法人又は各学校の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、監査の結果を公開するものとする。

(補則)

第41条 この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第42条 この指針の改廃は、法人運営会議において行うものとする。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この指針は、平成22年4月1日から施行する。